

特別定額給付金（1人につき10万円）について

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策として、国から1人につき10万円の特別定額給付金が給付されることになり、申請書を5月28日（木）に発送しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いします。

給付対象者：4月27日（月）〈基準日〉において、本市の住民基本台帳に記載されている人

給付額：給付対象者1人につき10万円（1回限り）

給付開始日：申請受け付け後、順次指定の口座に振り込み

申請方法：郵送またはオンライン

申請期限：8月31日（月）まで〈消印有効〉



申請期間を過ぎると受け付けすることができないため、必ず期間内に申請してください。

問い合わせ：市特別定額給付金ダイヤル（☎ 37-0292）

※月～金曜日午前9時～午後5時（祝休日を除く）

詳しくは、総務省または市ホームページで



総務省



市ホームページ



封筒の見本

申請書の見本



特別定額給付金を装った、個人情報や通帳・キャッシュカード、暗証番号を狙った詐欺に注意してください！

不審に思ったら

- 消費者ホットライン **188**（局番なしの3桁）
- 警察相談専用電話 **# 9110**
- 春日井警察署 **(56-0110)** へ